

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令
- 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表財務課の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|---------|
| 高校教育課 | 県立高校改革室 |
|-------|---------|

第十一条に次の一号及び一項を加える。

十四 県立高等学校の改革に関すること。

2 県立高校改革室においては、前項第十三号及び第十四号に掲げる事務を行う。

第十二条第九号中「福島県養護教育センター」を「福島県特別支援教育センター」に

改める。
第十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、教育庁に県立高校改革監を置き、その職務は、上司の命を受け、県立高等学校の改革に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、同項の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七号様式の六（表面）中

氏名（敬称略）

を

氏名（敬称略）

に改め

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第七号様式の六による育児休暇願は、改正後の福島県立学校の管理運営に関する規則第七号様式の六による育児休暇願とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第七号様式の六による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
（高校教育課）

福島県教育委員会訓令第五号

教 育 庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | | |
|-----------|-----------|------------------|
| 業務担当の教育次長 | 学校教育総室の課長 | 学校教育総室の課に属す以外の職員 |
| 業務担当の教育次長 | 学校教育総室の課長 | 学校教育総室の課に属す以外の職員 |
| 県立高校改革監 | | |

に改める。

様式第九号(表面)中

氏名(敬称)

氏名(敬称)

に改める。

附 則

- この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第九号による育児休暇は、改正後の福島県教育庁等服務規程様式第九号による育児休暇願とみなす。
- この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第九号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第六号

教育委員会 教育 庁

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

福島県教育委員会 訓令 福島県教育庁等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成元年福島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。 第二条及び第三条第一項中「福島県養護教育センター」を「福島県特別支援教育セン

ター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県教育委員会訓令第七号

教育委員会 教育 庁

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成二十八年福島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「福島県養護教育センター組織規則」を「福島県特別支援教育センター組織規則」に改める。

別表第一の二の表中「教育次長」を「教育次長 県立高校改革監」に、「養護教育センター所長」を「特別支援教育センター所長」に、「盲学校、聾学校事務長 郡山、あぶくま養護学校事務長」を「視覚支援学校、聴覚支援学校事務長 郡山、あぶくま養護学校事務長」に、「養護教育センター事務長」を「特別支援教育センター事務長」に、「養護教育センター部長」を「特別支援教育センター部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(職員課)

